

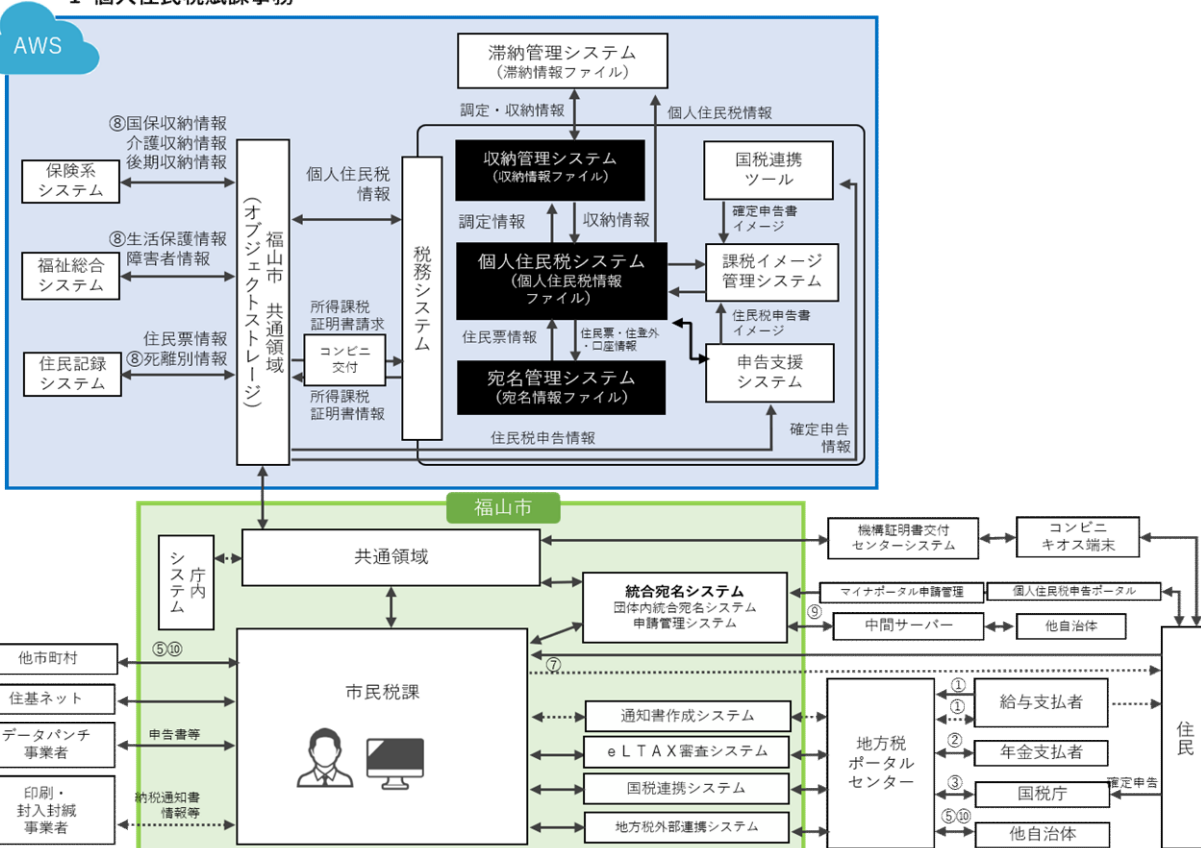
(別添4)システム21・22・23・24・25

システム21	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	個人住民税について、オンラインで申告ができる機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （マイナポータル申請管理）
システム22	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （申請管理システム、個人住民税申告ポータル）
システム23	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	・申請データ取得機能:マイナポータル(ぴったリサービス)により申請されたデータを職員がダウンロードできる ・申請データの宛名番号の特定:住基システムと連携し。申請データの宛名番号を設定する ・申請データの連携機能:ぴったリサービスから取得した申請データを基幹系システムに連携する
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （マイナポータル申請管理、申告支援システム）

システム24	
①システムの名称	通知IFS
②システムの機能	住民が行った納税通知書等の電子通知希望申請電子申請機能を地方公共団体に提供する機能 地方団体が電子納税通知書等をアップロードする機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 固定資産税システム、軽自動車税システム ）
システム25	
①システムの名称	地方税外部連携システム
②システムの機能	地方団体とはLGWANにより、また国税庁とは国税連携同様にHULFT連携によって接続し、電子的に照会・回答及び回送する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 （

(別添1) 事務の内容

1 個人住民税賦課事務 特定個人情報の流れ —————▶ 特定個人情報以外の流れ ……………▶



(備考)

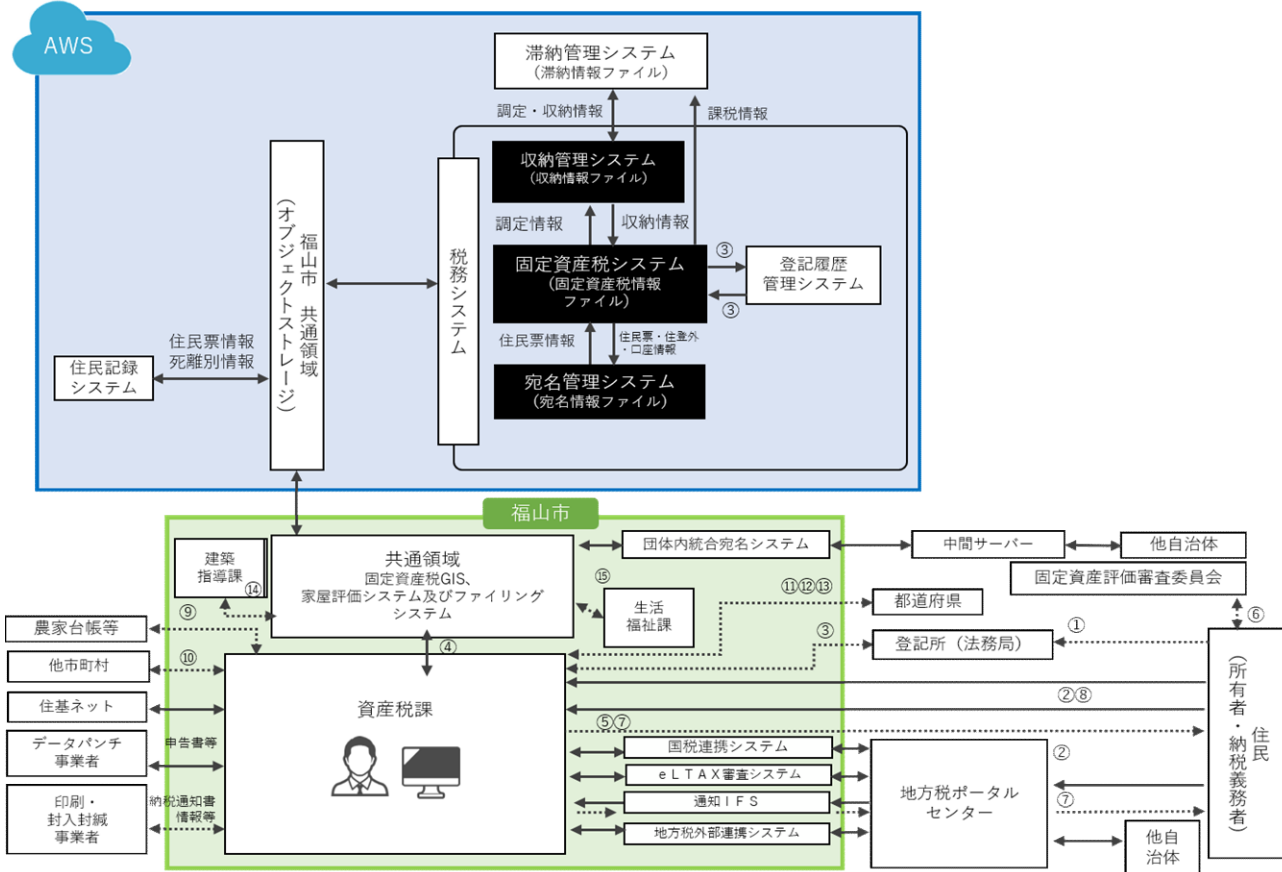
賦課期日(1月1日)時点で本市に居住する者及び本市内に事業所や家屋敷を有する者に対して申告書等の課税資料から賦課決定を行い、税額を通知するものである。

- 除税前(1月1日)時点で本市に住所を有及び本市内に事業所や家庭版を有する者に対して申告書等の課税資料が当該決定を行い、税額を通知するものである。
- ①給与支払報告書、異動届出書
- ・給与支払者より、紙、地方税ポータルシステム(eLTAX)及び光ディスク等の媒体で提出された給与支払報告書及び給与所得者異動届出書の受理。
 - ・紙で受理した給与支払報告書については、総括表と共に、給与支払者ごとにファイルへ綴り、施設ができる書庫に保管している。保管期間を過ぎたものについては溶解処理を行っている。
 - ・地方税ポータルシステム(eLTAX)及び光ディスク等の媒体で提出された給与支払報告書については、施設ができる書庫に保管している。提出された同封文書はファイルで綴り、給与支払者の一覧を作成する事により、給与支払者の管理をしている。
 - ・徴収方法が特別徴収の場合には、特別徴収義務がある給与支払者へ税額を通知する。
- ②公的年金等支払報告書、年金特徴データ
- ・年金支払者より、紙、地方税ポータルシステム(eLTAX)及び光ディスク等の媒体で提出された、公的年金等支払報告書の受理。
 - ・紙で受理した公的年金等支払報告書については、総括表と共に、年金支払者ごとにファイルへ綴り、施設ができる書庫に保管している。保管期間を過ぎたものについては溶解処理を行っている。
 - ・地方税ポータルシステム(eLTAX)及び光ディスク等の媒体で提出された、公的年金等支払報告書については、年金支払者より提出された同封文書はファイルで綴り、年金支払者の一覧を作成する事に
- より、年金支払者の管理をし、施設ができる書庫に保管している。
- ・地方税ポータルシステム(eLTAX)で提出された、年金保険者の市町村に対する年金特別徴収に係る通知の受理。
 - ・また、本市より、年金保険者へ地方税ポータルシステム(eLTAX)を介し、年金特別徴収に係る通知を送信する。
- ③確定申告書、法定資料、通報票、扶養正情報等
- ・国税連携システムにより国税庁から提供された確定申告書の受理。また、法定資料の収集を行う。受理を行った確定申告書と法定資料についてはシステム入力後、施設ができる書庫に保管している。
 - ・扶養否認した情報等を国税庁へ提供する。
- ④申告書
- ・窓口、郵送及び申告支援システムで受付を行った申告書については、システム入力後、施設ができる書庫に保管している。
- ⑤回送資料
- ・他市区町村より回送された課税資料についてはシステム入力後、施設ができる書庫に保管している。
- ⑥申告、申請、届出等
- ・減免申請書や租税条約に係る届出書等並びに所得証明書等を発行する際に必要な申請書等についてはファイルに綴り、施設ができる書庫に保管している。
- ⑦税額等通知書、所得証明書、所得課税証明書
- ・税額が発生した個人に対して納税通知書を交付する。
 - ・住民の請求による所得証明書及び所得課税証明書を交付する。
- ⑧国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、障害者情報、生活保護情報、死離別情報を関係課より、適正かつ公平な課税を保つため、各種関係情報の収集を行う。
- ⑨必要に応じ、中間サーバーを介して情報照会を行う。
- ⑩申告特例通知データ
- ・寄付金を行った、自治体より、地方税ポータルシステムにて提出される、申告特例通知データを受理。
- ⑪電子申告
- 個人住民税申告ポータルを通じて個人住民税申告を受理。

(別添1) 事務の内容

2 固定資産税賦課事務

特定個人情報の流れ → 特定個人情報以外の流れ ……………→



(備考)

賦課期日(1月1日)時点で本市に土地、家屋又は償却資産を所有している者に対して、その固定資産の価格に応じて賦課決定を行い、税額を通知する。

- ①土地又は家屋の所有者は、法務局(登記所)に対し登記の申請を行う。
- ②納税義務者より提出される償却資産申告書を直接又は地方税共同機構を経由し受領する。納税義務者から直接提出された申告書等の紙媒体については施錠ができる書庫に保管し、保管期間を過ぎたものについては、溶解処理を行う。
- ③法務局(登記所)から通知される登記異動通知に伴い、固定資産課税台帳の登録・修正・削除を行う。
データについては登記履歴管理システムに取り込み、保管する。また、法務局(登記所)に土地家屋評価情報データを提供する。
- ④本市所在の固定資産に対し、現地調査を行い、適正な評価を実施する。
- ⑤固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録後、縦覧帳簿を作成する。
- ⑥納税義務者等は、価格等に不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日までに、文書をもって、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができる。
- ⑦固定資産課税台帳を基に、その固定資産の価格に応じて賦課決定を行い、土地及び家屋に関しては課税明細書とともに納税義務者に対して納税通知書を交付する。また、減免等による税額の修正に伴い、価格等決定修正通知を納税義務者に交付する。
- ⑧減免申請書等の各種申請書を受領後、法令の定めるところにより固定資産税の減額・減免を行う。各種申請書は施錠ができる書庫に保管し、保管期間を過ぎたものについては、溶解処理を行う。
- ⑨固定資産情報の提供をデータで行う。
- ⑩本市に住所を有しない所有者に住所異動があった場合に他市に文書等にて照会し、回答文書にて新住所を取得する。
回答文書については、施錠ができる書庫にて保管し、保管期間を過ぎたものについては、溶解処理を行う。
- ⑪県に概要調査、評価変動割合、総評価見込及び各種統計情報の報告をデータで行う。提供済みのデータについては本市の判断にて適宜削除する。
- ⑫固定資産課税台帳に登録された土地及び家屋の価格等を県に通知する。
- ⑬家屋(500㎡以上の非木造家屋)を県が評価し、評価データを紙媒体にて受領する。
受領後、施錠ができる書庫にて保管する。
- ⑭建築指導課から提供される建築確認申請情報データを固定資産税GIS及びファイリングシステムに取り込み、その情報をもとに④現地調査を行う。入手後のデータについては本市の判断にて適宜削除する。
- ⑮生活福祉課から提供される生活保護情報については紙及びデータ媒体で受領し、施錠ができる書庫にて保管する。
保管期間を過ぎたものについては、溶解処理を行う。必要に応じ、中間サーバーを介して情報照会を行う。

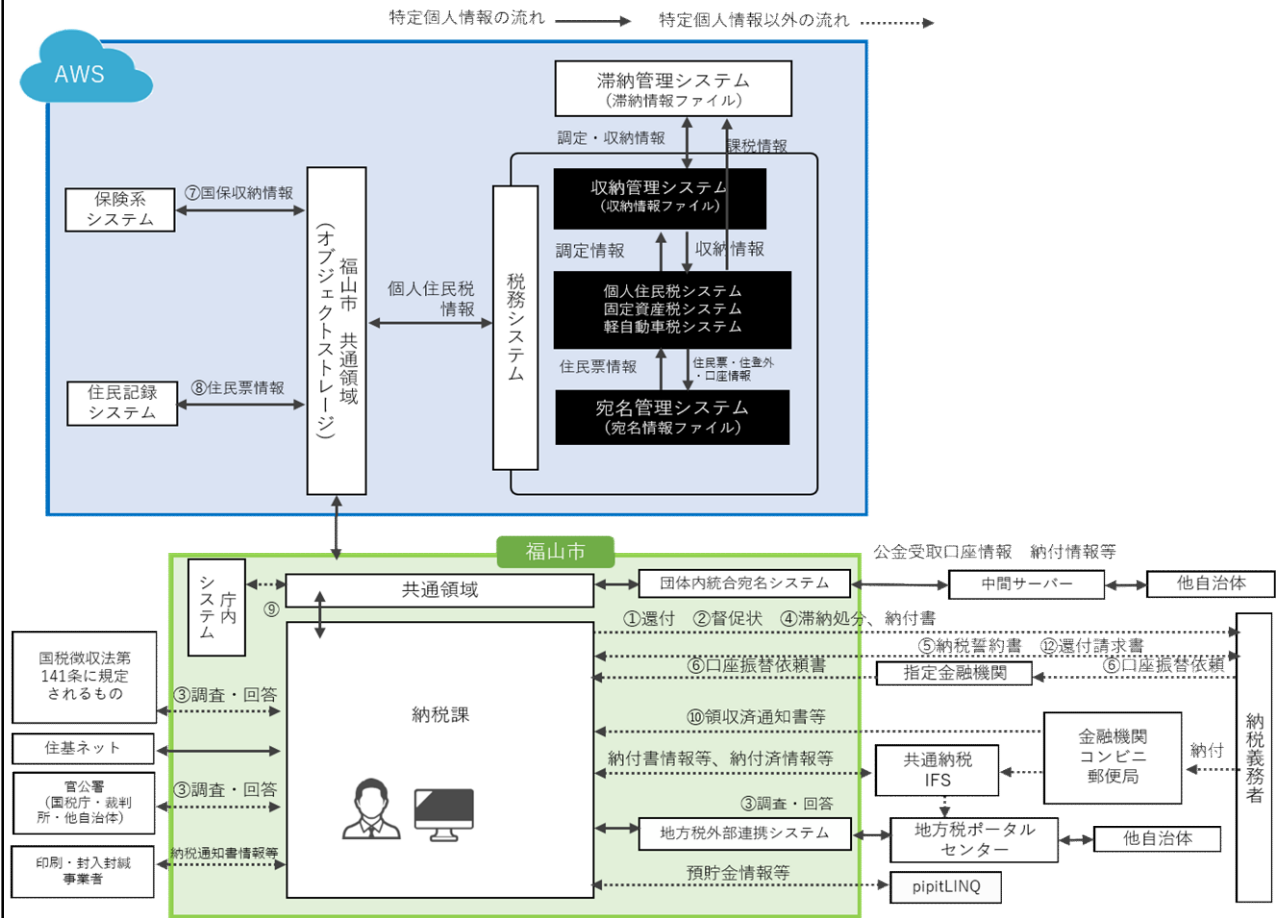
3 軽自動車税賦課事務



- ①賦課期日に本市内に定置場がある軽自動車等を所有する者を課税対象者として課税対象者情報を準備する。
- ②納税義務者より、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を受領する。
受領した申告書及び報告書は、施錠ができる書庫に保管し、保管期間が過ぎたものについては、溶解処理を行う。
- ③原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付又は返納を行う。
- ④課税対象者情報を帳票作成及び納入封緘委託事業者に送付し、当初納税通知書の作成を依頼する。
- ⑤納税義務者に対し、納税通知書及び納付書を交付する。
- ⑥納税義務者から、減免申請書、課税免除申請書を受領する。受領した申請書は、施錠ができる書庫に保管し、保管期間が過ぎたものについては、溶解処理を行う。
- ⑦納税義務者に対し、減免決定通知書及び課税免除決定通知書を交付する。
- ⑧納税義務者に対し、税額の更正に関する通知書を交付する。
- ⑨軽四輪・軽三輪の検査情報について、照会する。
- ⑩軽四輪・軽三輪の検査情報をダウンロードする。
- ⑪軽自動車検査協会、軽自動車協会又は運輸支局が管轄する車両について、照会回答する。
- ⑫車両登録情報、減免情報について、関係市町村、県税とでお互いに照会回答する。
- ⑬⑭関係機関からの照会に対し、回答を行う。
- ⑮統計資料等の提供依頼に対し、回答を行う。
- ⑯必要に応じて、中間サーバーを介して情報照会を行う。

(別添1) 事務の内容

4 市税の徴収事務



(備考)

納税の管理、納税者への還付金の支払い、納期限内に納付がない者への滞納整理等を行うものである。

- ① 過誤納金が発生した場合に還付を行う。
- ② 納期限経過後、未納のものに対して、督促状を發布する。
- ③ 税務署、他自治体及び裁判所との間で滞納者の実態調査を行う。
滞納者の財産に対して各種調査を行い、回答を得る。回答書類は施錠可能な書庫に保管し、保管期間が過ぎたものについては溶解処分を行う。
- ④ 督促状発布後10日を経過してもなお滞納額があるものに、各種滞納処分を行う。
処分帳票は施錠可能な書庫に保管し、保管期間が過ぎたものについては溶解処分を行う。
- ⑤ 納税折衝において適宜入手する。
取得した書類は施錠可能な書庫に保管し、保管期間が過ぎたものについては溶解処分を行う。
- ⑥ 納税義務者より受け付けた口座情報を宛名管理システムへ登録し、収納管理システムから参照する。
口座振替依頼書は施錠可能な書庫に保管する。
- ⑦ 証明発行のため保険年金課より庁内連携システムを介して収納情報を取得する。
- ⑧ 住民票情報を庁内連携システムを介して取得する。
- ⑨ 納税者の担税力確認のために生活福祉課より生活保護情報を取得する。
- ⑩ 市保管用の領収済通知書を施錠可能な書庫へ保管し、保管期間が過ぎたものについては溶解処分を行う。
- ⑪ 還付対象となった納税者より還付口座情報を取得し、宛名管理システムから参照する。取得した書類は施錠可能な書庫に保管し、保管期間が過ぎたものについては溶解処分を行う。

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
1	厚生労働大臣	1	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの
4	総務大臣又は都道府県知事	4	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの
5	厚生労働大臣	5	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの
6	全国健康保険協会	7	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの
7	都道府県知事	11	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの
8	都道府県知事	13	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの
9	市町村長	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの
10	都道府県知事又は市町村長	20	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの
11	市町村長	28	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの
12	市町村長	37	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの
13	都道府県知事	39	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの
14	都道府県知事等	42	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務

15	市町村長	48	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの
16	都道府県知事	49	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの
17	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	53	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの
18	法務大臣	55-2	出入国管理及び難民認定法による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第五十七条の二で定めるもの
19	日本私立学校振興・共済事業団	57	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの
20	厚生労働大臣又は共済組合等	58	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの
21	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	59	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの
22	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	63	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの
23	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの
24	国家公務員共済組合連合会	66	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの
25	市町村長又は国民健康保険組合	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの
26	厚生労働大臣	73	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの
27	市町村長	75	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの
28	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	76	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務

29	都道府県知事等	81	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの
30	地方公務員共済組合	83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの
31	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	84	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの
32	市町村長	86	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの
33	市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの
34	都道府県知事	88	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの
35	都道府県知事又は市町村長	89	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの
36	都道府県知事等	90	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの
37	厚生労働大臣又は都道府県知事	91	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの
38	都道府県知事等	92	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの
39	市町村長	96	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの
40	厚生労働大臣又は都道府県知事	98	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの
41	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	106	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの
41	市町村長	108	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの
42	厚生労働大臣	112	雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であって第百十四条で定めるもの
43	後期高齢者医療広域連合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務

44	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第二百二十六条で定めるもの
45	都道府県知事等	125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第二百二十七条で定めるもの
46	厚生労働大臣	129	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第三百三十一条で定めるもの
47	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	130	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第三百三十二条で定めるもの
48	市町村長	132	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第三百三十四条で定めるもの
49	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第三百三十九条で定めるもの
50	厚生労働大臣	138	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第四百十条で定めるもの
51	独立行政法人農業者年金基金	140	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務

52	独立行政法人日本学生支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの
53	厚生労働大臣	142	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの
54	都道府県知事又は市町村長	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの
55	総務大臣	147	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの
56	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	151	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの
57	厚生労働大臣	152	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの
58	市町村長	155	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの
59	厚生労働大臣	156	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの
60	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの
61	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務

62	都道府県知事等	161	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの
63	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	163	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの
64	都道府県知事	164	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一〇二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの
65	都道府県知事	165	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一〇号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの
66	都道府県知事	166	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発第〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの
67	文部科学大臣	167	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの
68	都道府県知事又は都道府県教育委員会	168	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの
69	都道府県知事又は都道府県教育委員会	169	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務

70	都道府県知事又は都道府県教育委員会	170	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの
71	文部科学大臣	171	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの
71	都道府県知事又は都道府県教育委員会	172	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの
72	文部科学大臣	172-2	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援)交付要綱(令和八年五月二十二日文部科学大臣決定)に規定する高校生等・新修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条の二で定めるもの
73	都道府県知事又は都道府県教育委員会	172-3	高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援)交付要綱(令和八年四月十五日文部科学大臣決定)に規定する高校生等・新修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条の三で定めるもの
74	都道府県知事	173	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの

(別紙2)番号法第9条第1項別表に定める事務

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
1	ネウボラ推進課	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの
2	障がい福祉課	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの
3	保育施設課	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの
4	生活福祉課	42	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの
5	保険年金課	48	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの
6	保険年金課	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの
7	保険年金課	73	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの
8	みらい世代育成課	81	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの
9	高齢者支援課	86	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの
10	ネウボラ推進課	88	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの
11	ネウボラ推進課	90	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの
12	障がい福祉課	91	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの
13	障がい福祉課	92	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの
14	みらい世代育成課	106	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの
15	保険年金課	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの

(別紙2)番号法第9条第1項別表に定める事務

16	生活福祉課	125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であつて第二百二十七条で定めるもの
17	介護保険課	132	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて第三百三十四条で定めるもの
18	障がい福祉課	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて第四百六十六条で定めるもの

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

(1)個人住民税情報ファイル

1. 課税年度、2. 宛名番号、3. 個人番号、4. 氏名、5. 住所、6. 生年月日、7. 性別、8. 世帯番号、9. 続柄、10. 世帯主名、11. 納税義務区分、12. 更新年月日、13. 更新職員ID、14. 課税区分、15. 申告区分、16. 事業所番号、17. 資料管理番号、18. 控除対象配偶者区分、19. 本人該当・配偶者未成年区分、20. 本人該当・障害区分、21. 本人該当・老人・寡婦・勤労学生区分、22. 扶養人数・特定、23. 扶養人数・年少、24. 扶養人数・老人同居、25. 扶養人数・老人、26. 扶養人数・その他、27. 扶養人数・その他(16歳以上18歳以下)、28. 扶養人数・その他(23歳以上69歳以下)、29. 扶養障害人数・特別障害者人数、30. 扶養障害人数・普通障害者人数、31. 都道府県民税額・均等割額、32. 都道府県民税額・所得割額、33. 市町村民税額・均等割額、34. 市町村民税額・所得割額、35. 年税額・普通徴収、36. 年税額・特別徴収、37. 年税額・年金特徴、38. 公年所得算出税額、39. 給年所得算出税額、40. 営業等所得、41. 農業所得、42. その他事業所得、43. 不動産所得、44. 利子所得、45. 配当所得(所得税)、46. 給与所得、47. 雑所得、48. 総合短期譲渡所得、49. 総合長期譲渡所得、50. 一時所得、51. 長短期一時所得1/2、52. 分離短期譲渡特別控除前(一般)、53. 分離短期譲渡所得(一般)、54. 分離短期譲渡特別控除前(軽減)、55. 分離短期譲渡所得(軽減)、56. 分離短期譲渡課税所得、57. 分離長期譲渡特別控除前(一般)、58. 分離長期譲渡所得(一般)、59. 分離長期譲渡特別控除前(特定)、60. 分離長期譲渡所得(特定)、61. 分離長期譲渡特別控除前(軽課)、62. 分離長期譲渡所得(軽課)、63. 分離長期譲渡課税所得、64. 分離株式譲渡所得(一般)、65. 分離株式譲渡所得(新株)、66. 分離株式譲渡所得、67. 分離株式譲渡課税所得、68. 山林所得特別控除前、69. 山林所得、70. 山林課税所得、71. 退職所得、72. 退職課税所得、73. 総合課税所得、74. 総合短期譲渡特別控除前、75. 総合長期譲渡特別控除前、76. 一時所得特別控除前、77. 先物取引所得、78. 先物取引課税所得、79. 分離株式譲渡所得(未公開)、80. 分離株式譲渡所得(上場)、81. 分離配当所得、82. 分離配当課税所得、83. 株式譲渡繰越控除、84. 先物取引繰越控除、85. 居住用財産繰越控除、86. 配当所得、87. 非居住特例、88. 変動所得、89. 前年変動所得、90. 前々年変動所得、91. 臨時所得、92. 平均課税対象額、93. 純損失、94. 雑損失、95. 総所得金額等、96. 一般給与所得、97. 公的年金所得、98. その他雑所得、99. 免税所得、100. 特例肉用牛所得(売却額)、101. 土地等事業所得、102. 超短期土地等事業所得、103. 非課税所得、104. 特例肉用牛課税所得、105. 営業等収入、106. 農業収入、107. その他事業収入、108. 不動産収入、109. 利子収入、110. 配当収入、111. 給与収入、112. 雑収入(公的年金)、113. 雑収入(その他)、114. 分離株式譲渡収入(一般)、115. 分離株式譲渡収入(新株)、116. 退職収入、117. 専従者給与収入、118. 専従者給与所得、119. 先物取引収入、120. 分離株式譲渡収入(未公開)、121. 分離株式譲渡収入(上場)、122. 分離配当収入、123. 総合短期譲渡収入、124. 総合長期譲渡収入、125. 一時収入、126. 分離短期譲渡収入(一般)、127. 分離短期譲渡収入(軽減)、128. 分離長期譲渡収入(一般)、129. 分離長期譲渡収入(特定)、130. 分離長期譲渡収入(軽課)、131. 山林収入、132. 医療費支払額、133. 旧個人年金保険料、134. 旧長期保険料、135. 社会保険料、136. 寄附金支払額(特例控除)、137. 寄附金支払額(市町村指定)、138. 寄附金支払額(道府県指定)、139. 寄附金支払額(募金・日赤)、140. 1号支払額、141. 2号支払額、142. 3号支払額、143. 短期保険料、144. 旧一般生命保険料、145. 地震保険料、146. 新一般生命保険料、147. 新個人年金保険料、148. 介護医療保険料、149. 国民年金保険料等の金額、150. 医療費補てん額、151. 寄附金支払額(所得税)、152. 寄附金支払額(地方税)、153. 雑損控除、154. 医療費控除、155. 社会保険料控除、156. 小規模共済掛金控除、157. 生命保険料控除、158. 損害保険料控除、159. 寄附金控除、160. 寄附金控除(所得税)、161. 老年者控除、162. 寡婦・寡夫控除、163. 勤労学生控除、164. 障害者控除、165. 配偶者控除、166. 配偶者特別控除、167. 扶養控除、168. 基礎控除、169. 配偶者合計所得、170. 専従者控除合計額、171. 地震保険料控除、172. 配当控除、173. 住宅取得等特別控除、174. 政党等寄附金特別控除、175. 災害減免額、176. 外国税額控除、177. 定率減税額、178. 分離短期譲渡特別控除(一般)、179. 分離短期譲渡特別控除(軽減)、180. 分離長期譲渡特別控除(一般)、181. 分離長期譲渡特別控除(特定)、182. 分離長期譲渡特別控除(軽課)、183. 山林所得特別控除、184. 総合譲渡特別控除、185. 一時所得特別控除、186. 住宅耐震改修特別控除、187. 住宅借入金等特別控除可能額、188. 電子証明書等特別控除、189. 住宅借入金等特別控除見込額、190. 長期優良住宅新築等特別税額控除、191. 既存住宅特定改修特別税額控除、192. 認定NPO法人等特別税額控除、193. 配当割、194. 株式譲渡所得割、195. 特定支出控除、196. 退職所得控除額、197. 外国税額控除対象額(道府県民税)、198. 外国税額控除対象額(市町村民税)、199. 投資・リース税額控除、200. 分離短期譲渡所得税額、201. 分離長期譲渡所得税額、202. 分離株式譲渡所得税額、203. 山林所得税額、204. 退職所得税額、205. 総合所得税額、206. 差引所得税額、207. 再差引所得税額、208. 源泉徴収税額、209. 申告納税額、210. 控除前所得税額、211. 還付所得税額、212. 先物取引所得税額、213. 分離配当所得税額、214. 還付充当可能額(配当割・譲渡割)、215. 1号源泉徴収税額、216. 2号源泉徴収税額、217. 3号源泉徴収税額、218. 定率減税後所得税額、219. 申告所得税額、220. 特例肉用牛所得税額、221. 総合短期譲渡必要経費、222. 総合長期譲渡必要経費、223. 一時必要経費、224. 分離短期譲渡必要経費(一般)、225. 分離短期譲渡必要経費(軽減)、226. 分離長期譲渡必要経費(一般)、227. 分離長期譲渡必要経費(特定)、228. 分離長期譲渡必要経費(軽課)、229. 株式譲渡必要経費(未公開)、230. 株式譲渡必要経費(上場)、231. 先物取引必要経費、232. 山林必要経費、233. 株式譲渡必要経費(一般)、234. 株式譲渡必要経費(新株)、235. 分離配当必要経費、236. 扶養者の宛名番号、237. 扶養者の個人番号、238. 扶養区分、239. 森林環境税額、240. 定額減税額、241. 連絡先

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

(2)申告支援情報ファイル

1. 報告書ID、2. 無効フラグ、3. 未届出フラグ、4. 事業所コード、5. 宛名番号、6. 整理番号、7. 給報年報区分、8. 徴収区分、9. 受給者番号、10. 資料せんありフラグ、11. 種別、12. 支払金額、13. 給与所得控除後の金額、14. 所得控除の額の合計額、15. 源泉徴収税額、16. 配偶者の有無区分、17. 専従配偶者の有無、18. 配偶者老人フラグ、19. 配偶者特別控除額、20. 特定扶養人数、21. 特定扶養専従者人数、22. 同居老人扶養人数、23. 老人扶養人数、24. 老人扶養専従者人数、25. その他扶養人数、26. その他扶養専従者人数、27. 同居特別障害者人数、28. 特別障害者人数、29. その他障害者人数、30. 社会保険料等の金額、31. 社会保険料等の内数、32. 生命保険料の控除額、33. 地震保険料の控除額、34. 住宅取得等特別控除額、35. 住宅借入金等特別控除可能額、36. 居住開始年月日、37. 配偶者の合計所得、38. 旧個人年金保険料、39. 旧長期損害保険料、40. 夫ありフラグ、41. 未成年フラグ、42. 乙欄フラグ、43. 本人特別障害フラグ、44. 本人その他障害フラグ、45. 老年者フラグ、46. 寡婦一般フラグ、47. 寡婦特別フラグ、48. 寡夫フラグ、49. 勤労学生フラグ、50. 死亡退職フラグ、51. 災害者フラグ、52. 外国人フラグ、53. 中途就退職区分、54. 中途就退職年月日、55. 摘要、56. 年調定率控除額、57. 年末調整未済、58. 国民年金保険料等の金額、59. 合算する給報ありフラグ、60. 合算する給報の事業所コード、61. 合算する給報の事業所名、62. 合算する給報の支払金額、63. 合算する給報の社会保険料、64. 合算する給報の源泉徴収、65. 合算しないフラグ、66. 年金支払金額1、67. 年金支払金額2、68. 年金支払金額3、69. 年金支払金額合計、70. 年金所得金額、71. 年金源泉徴収1、72. 年金源泉徴収2、73. 年金源泉徴収3、74. 年金源泉徴収合計、75. 原票管理番号1、76. 原票管理番号2、77. 原票管理番号3、78. OCRイメージファイル名、79. OCRイメージファイル適用名、80. 住宅借入金等特別控除適用数、81. 住宅借入金等特別控除区分(1回目)、82. 住宅借入金等の額(1回目)、83. 居住開始年月日(2回目)、84. 住宅借入金等特別控除区分(2回目)、85. 住宅借入金等の額(2回目)、86. 登録日、87. 更新日、88. 備考、89. 扶養年少人数、90. 異動理由コード、91. 新生命保険料の金額、92. 旧生命保険料の金額、93. 介護医療保険料の金額、94. 新個人年金保険料の金額、95. 登録区分、96. 回送フラグ、97. 印刷済フラグ、98. 印刷日、99. 個人番号、100. 課税課コード、101. 課税資料区分、102. 直接入力フラグ、103. 青色申告フラグ、104. 分離課税ありフラグ、105. 損失申告ありフラグ、106. 資料せんありフラグ、107. 様式区分、108. 申告受付場所区分、109. 現住所同じフラグ、110. 納税者番号、111. 職業、112. 屋号、113. 備考、114. 資料区分、115. 障害区分、116. 障害等級、117. 均等割区分、118. 生活扶助フラグ、119. 未成年フラグ、120. 家屋敷フラグ、121. 非課税フラグ、122. 申告後退職フラグ、123. 特徴請求先事業所コード、124. 原票管理番号1、125. 原票管理番号2、126. 原票管理番号3、127. 印刷状態、128. 印刷様式区分、129. 個人番号、130. 宛名番号(被扶養者)、131. 控除区分、132. 扶養区分、133. 同居老人フラグ、134. 扶養障害区分、135. 同居特別障害フラグ、136. 納税者との続柄、137. 個人番号(被扶養者)、138. 宛名番号(専従者)、139. 納税者との続柄、140. 従事月数、141. 仕事の内容、142. 所得、143. 従事程度、144. 営業従事フラグ1、145. 営業従事月数1、146. 営業所得1、147. 営業従事フラグ2、148. 営業従事月数2、149. 営業所得2、150. 農業従事フラグ、151. 農業従事月数、152. 農業所得、153. 不動産従事フラグ、154. 不動産従事月数、155. 不動産所得、156. 山林従事フラグ、157. 山林従事月数、158. 山林所得、159. 個人番号(専従者)、160. 連絡先

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

(3)国税連携ツール情報ファイル

1. 年度、2. 個人コード、3. カナ氏名、4. 清音カナ氏名、5. 氏名、6. 生年月日、7. 性別コード、8. 世帯No. 地区、9. 世帯No. 連番、10. 続柄コード1、11. 続柄コード2、12. 続柄コード3、13. 現住所、14. 郵便番号、15. 情報区分、16. 電話番号、17. メモ、18. 利用者識別番号、19. 局番番号、20. 整理番号、21. 年度、22. 続柄区分、23. 続柄、24. 世帯番号(地区)、25. 行政区分、26. 申告書ID、27. 履歴ID、28. ファイルID、29. 個人コード、30. 資料番号、31. データ区分、32. ファイル種別、33. 送信先地方自治体コード、34. 送信先判別コード、35. 納税地住所コード、36. 1月1日(賦課期日)地方自治体コード、37. 申告区分、38. 確定申告書区分、39. 課税異動事由コード、40. 取込区分、41. 異動年月日、42. 局番番号、43. 整理番号、44. バッチ番号、45. 受付番号、46. 連絡データ作成年月日、47. 団体確認用コード、48. 台帳番号、49. 受信日時、50. 申告書の種類、51. 税務署名、52. 提出年月、53. 納税地区分、54. 郵便番号、55. 住所、56. 1月1日の住所(年)、57. 1月1日の住所(住所)、58. カナ氏名、59. 清音カナ氏名、60. 氏名、61. 性別、62. 職業、63. 屋号・雅号、64. 世帯主の氏名、65. 世帯主との続柄、66. 生年月日、67. 生年月日(西暦)、68. 電話番号、69. 青色区分、70. 分離区分、71. 損失区分、72. 修正区分、73. 特農の表示区分、74. 地方収受分フラグ、75. 仕訳区分、76. 他市回送FLG、77. 団体コード、78. 印刷済FLG、79. 市町村受付済FLG、80. 確認済FLG、81. エラー区分、82. 連携済FLG(ホスト)、83. 連携済FLG(確申)、84. 連携済FLG(課税F)、85. 取込済FLG、86. 保留FLG、87. 無効FLG、88. 状態区分、89. 別紙FLG、90. 扶養人数設定FLG、91. 申告書第五表FLG、92. 様式区分、93. 取込日、94. 仕訳日、95. マルチTIFページ情報、96. 次葉フラグ、97. 複数帳票フラグ、98. 他市回送済FLG、99. IT部 税務署名、100. IT部 提出年月日、101. IT部 利用者識別番号、102. IT部 整理番号、103. IT部 氏名・名称読み、104. IT部 氏名・名称、105. IT部 納税者所在地郵便番号、106. IT部 納税者所在地読み、107. IT部 納税者所在地、108. IT部 納税地 地方自治体コード、109. IT部 1月1日住所、110. IT部 1月1日住所 地方自治体コード、111. IT部 納税者所在地屋号読み、112. IT部 納税者所在地屋号、113. IT部 納税者電話番号、114. IT部 性別、115. IT部 生年月日、116. IT部 設立年月日、117. IT部 決算日、118. IT部 決算回数、119. IT部 資本金又は出資金額、120. IT部 世帯主氏名、121. IT部 世帯主との続柄、122. IT部 事業内容、123. IT部 職業、124. IT部 還付先金融機関、125. IT部 事業所読み、126. IT部 事業所名称、127. IT部 事業所住所、128. IT部 事業所屋号、129. IT部 事業所電話番号、130. IT部 代表者氏名読み、131. IT部 代表者氏名、132. IT部 代表者郵便番号、133. IT部 代表者住所、134. IT部 代表者電話番号、135. IT部 製造場等読み、136. IT部 製造場等名称、137. IT部 製造場等郵便番号、138. IT部 製造場等所在地、139. IT部 製造場等電話番号、140. IT部 利用者識別番号(代理人等)、141. IT部 代理人等氏名読み、142. IT部 代理人等氏名、143. IT部 代理人等郵便番号、144. IT部 代理人住所、145. IT部 代理人等電話番号、146. IT部 手続き、147. IT部 年分、148. IT部 年分、149. IT部 事業年度(自)、150. IT部 事業年度(至)、151. IT部 課税期間(自)、152. IT部 課税期間(至)、153. IT部 経理責任者名、154. IT部 申告の種類、155. IT部 計算書の種類、156. IT部 親法人名称、157. IT部 親法人所在地、158. IT部 連結法人一連番号、159. IT部 連結事業年度(自)、160. IT部 連結事業年度(至)、161. IT部 連結法人名称読み、162. IT部 連結法人名称、163. IT部 連結法人所在地、164. IT部 連結法人電話番号、165. IT部 資本金又は出資金額(連結法人)、166. IT部 代表者氏名読み(連結法人)、167. IT部 代表者氏名(連結法人)、168. IT部 代表者住所(連結法人)、169. IT部 経理責任者名(連結法人)、170. IT部 事業内容(連結法人)、171. IT部 利用者識別番号(その他)、172. KSK独自 更正・決定、173. KSK独自 ビューア用表示文、174. KSK独自 (一表) 控除合計、175. KSK独自 (一表) 耐震改修控除、176. KSK独自 (一表) 特定改修控除、177. KSK独自 (一表) 優良住宅控除、178. KSK独自 (一表) 災害減免額、179. KSK独自 (一表) 外国税額控除、180. KSK独自 (一表) 定率減税額、181. KSK独自 (一表) 変動所得、182. KSK独自 (一表) 臨時所得、183. KSK独自 (一表) 臨時雑所得、184. KSK独自 (五表) 耐震改修控除、185. KSK独自 (五表) 特定改修控除、186. KSK独自 (五表) 優良住宅控除、187. KSK独自 (五表) 災害減免額、188. KSK独自 (五表) 外国税額控除、189. KSK独自 (五表) 定率減税額、190. KSK独自 正確事実発生年月日、191. 備考、192. 個人特定処理日時、193. 更新者、194. 更新日時、195. 税務署確認区分、196. 申告書ID、197. 収入 営業等、198. 収入 農業、199. 収入 不動産、200. 収入 利子、201. 収入 配当、202. 収入 給与、203. 収入 雑:公的年金等、204. 収入 雑:その他、205. 収入 総合譲渡:短期、206. 収入 総合譲渡:長期、207. 収入 一時、208. 所得 事業:営業等(特例表示)、209. 所得 事業:営業等、210. 所得 事業:農業(特例表示)、211. 所得 事業:農業、212. 所得 不動産(特例表示)、213. 所得 不動産、214. 所得 利子、215. 所得 配当、216. 所得 給与、217. 所得 雑(特例表示)、218. 所得 雑、219. 所得 総合譲渡・一時、220. 所得 合計、221. 控除 雑損控除、222. 控除 医療費控除、223. 控除 社会保険料控除、224. 控除 小規模企業共済等掛金控除、225. 控除 生命保険料控除、226. 控除 地震保険料控除、227. 控除 寄附金控除、228. 控除 寡婦・寡夫控除、229. 控除 勤労学生・障害者控除、230. 控除 配偶者控除、231. 控除 配偶者特別控除、232. 控除 扶養控除、233. 控除 基礎控除、234. 控除 合計、235. 総合課税所得合計、236. 税額計、237. 控当控除、238. その他の税額控除(名称)、239. その他の税額控除(区分)、240. その他の税額控除(控除額)、241. 住宅借入金等特別控除、242. 政党等寄附金特別控除、243. 住宅耐震改修特別控除区分、244. 住宅特定改修特別税額控除区分、245. 優良住宅控除区分、246. 耐震特定優良区分、247. 耐震特定優良控除額、248. 電子証明書等特別控除、249. (免)表示、250. 差引所得税額、251. 災害減免額区分、252. 外国税額控除区分、253. 災害減免額、外国税額控除、254. 源泉徴収税額、255. 申告納税額、256. 予定納税額、257. 第3期分の税額納める税金、258. 第3期分の税額還付される税金、259. 配偶者の合計所得、260. 専従者給与(控除)額の合計額、261. 青色申告特別控除額、262. 雑・一時の源泉徴収税額の合計額、263. 未納付の源泉徴収税額、264. 本年分で差し引く繰越損失額、265. 平均課税対象金額、266. 変動・臨時所得(区分)、267. 変動・臨時所得(所得)、268. 申告期限までに納付する金額、269. 延納届出額、270. 還付金の受取 金融機関名、271. 還付金の受取 支店名、272. 還付金の受取 金融機関コード、273. 還付金の受取 支店コード、274. 還付金の受取 預金種類、275. 還付金の受取 口座番号、276. 還付金の受取 郵便局名、277. 還付金の受取 記号番号上5桁、278. 還付金の受取 記号番号下8桁、279. 税理士署名欄 税理士名、280. 税理士署名欄 電話番号、281. 税理士署名欄 書面提出第30条、282. 税理士署名欄 書面提出第33条、283. 合計所得金額、284. 総所得金額等の合計額、285. 更新者、286. 更新日時、287. 履歴ID、288. 所得内訳 種類、289. 所得の内訳 支払者、290. 所得の内訳 収入、291. 所得の内訳 源泉、292. 所得の内訳 次葉合計(項目名)、293. 所得の内訳 次葉合計(金額)、294. 所得の内訳 源泉徴収税額計、295. 事業専従者 氏名、296. 事業専従者 生年月日、297. 事業専従者 続柄、298. 事業専従者 従事月数・仕事内容、299. 事業専従者 専従者給与額、300. 事業専従者 次葉合計(項目名)、301. 事業専従者 次葉合計(金額)、302. 専従者給与額計、303. 特例適用条文等、304. 雑所得等内訳 所得種類、305. 雑所得等内訳 場所、306. 雑所得等内訳 収入、307. 雑所得等内訳 経費、308. 雑所得等内訳 差引、309. 雑損控除 損害の原因、310. 雑損控除 損害年月日、311. 雑損控除 資産の種類、312. 雑損控除 損害金額、313. 雑損控除 保険金補てん、314. 雑損控除 災害関連支出、315. 医療費控除 支払医療費、316. 医療費控除 保険金補てん、317. 社会保険料控除 種類、318. 社会保険料控除 保険料、319. 社会保険料控除 次葉合計(項目名)、320. 社会保険料控除 次葉合計(金額)、321. 社会保険料控除 合計、322. 小規模企業共済等掛金控除 種類、323. 小規模企業共済等掛金控除 支払掛金、324. 小規模企業共済等掛金控除 次葉合計(項目名)、325. 小規模企業共済等掛金控除 次葉合計(金額)、326. 小規模企業共済等掛金控除 合計、327. 生命保険 一般保険料計、328. 生命保険 個人年金保険料計、329. 地震保険料計、330. 旧長期損害保険料計、331. 寄附金控除 所在地、332. 寄附金控除 名称、333. 寄附金控除 寄附金、334. 寡婦控除区分、335. 寡婦原因区分、336. 勤労学生控除区分、337. 勤労学生控除 学校名、338. 障害者控除 氏名、339. 配偶者控除 配偶者氏名、340. 配偶者控除 配偶者生年月日、341. 配偶者控除 配偶者控除区分、342. 配偶者特別控除区分、343. 扶養控除 扶養親族氏名、344. 扶養控除 続柄、345. 扶養控除 生年月日、346. 扶養控除 控除額、347. 扶養控除 次葉合計(項目名)、348. 扶養控除 次葉合計(金額)、349. 扶養控除額の合計、350. 住民税の徴収方法の選択、351. 別居の控除対象者 氏名、352. 別居の控除対象者 住所、

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

(3)国税連携ツール情報ファイル

353. 所得税_控対配_専従者_氏名、354. 所得税_控対配_専従者_給与、355. 住民税_配当特例、356. 住民税_非居住者特例、357. 住民税_配当割額控除額、358. 住民税_株式等譲渡所得割額控除額、359. 住民税_寄附金_都道府県市区町村分、360. 住民税_寄附金_共同募金日赤、361. 住民税_条例指定分_都道府県、362. 住民税_条例指定分_市区町村、363. 事業税_非課税所得_番号、364. 事業税_非課税所得_所得金額、365. 事業税_不動産所得、366. 事業税_不動産所得_青色控除額、367. 事業税_譲渡損失、368. 事業税_開業廃業_区分、369. 事業税_開業廃業_月日、370. 事業税_他都道府県_事務所等区分、371. 控対配区分、372. 特定扶養人数、373. 老人扶養人数、374. 同居老親扶養人数、375. 一般扶養人数、376. 特別障害扶養人数、377. 同居特別障害扶養人数、378. 障害者扶養人数、379. 寡婦夫区分、380. 本人障害区分、381. 専従者_配偶者、382. 専従者人数_配偶者以外、383. 住借特控_区分、384. 住借特控_居住開始日、385. 住借特控_適用数、386. 事業専従者_個人コード、387. 事業専従者_カナ氏名、388. 配偶者個人コード、389. 配偶者カナ氏名、390. 扶養控除_扶養親族個人コード、391. 扶養控除_扶養親族カナ氏名、392. 更新者、393. 更新日時、394. 収入_短期譲渡_一般分、395. 収入_短期譲渡_軽減分、396. 収入_長期譲渡_一般分、397. 収入_長期譲渡_特定分、398. 収入_長期譲渡_軽減分、399. 収入_株式等の譲渡_未公開分、400. 収入_株式等の譲渡_上場分、401. 収入_上場株式等の配当、402. 収入_先物取引、403. 収入_山林、404. 収入_退職、405. 所得_短期譲渡_一般分、406. 所得_短期譲渡_軽減分、407. 所得_長期譲渡_一般分、408. 所得_長期譲渡_特定分、409. 所得_長期譲渡_軽減分、410. 所得_株式等の譲渡_未公開分、411. 所得_株式等の譲渡_上場分、412. 所得_上場株式等の配当、413. 所得_先物取引、414. 所得_山林、415. 所得_退職、416. 総合課税の合計額、417. 所得から差し引かれる金額、418. 課税所得_総合課税、419. 課税所得_短期譲渡、420. 課税所得_長期譲渡、421. 課税所得_株式譲渡、422. 課税所得_上場株式等の配当、423. 課税所得_先物取引、424. 課税所得_山林、425. 課税所得_退職、426. 税額_総合課税、427. 税額_短期譲渡、428. 税額_長期譲渡、429. 税額_株式譲渡、430. 税額_上場株式等の配当、431. 税額_先物取引、432. 税額_山林、433. 税額_退職、434. 税額の合計、435. 株式等_繰越損失額、436. 株式等_損失の金額、437. 株式等配当_繰越損失額、438. 先物取引_繰越損失額、439. 先物取引_損失の金額、440. 特例適用条文、441. 短期・長期譲渡所得_区分、442. 短期・長期譲渡所得_場所、443. 短期・長期譲渡所得_経費、444. 短期・長期譲渡所得_差引、445. 短期・長期譲渡所得_特別控除、446. 短期・長期譲渡所得合計、447. 株式配当_場所、448. 株式配当_収入金額、449. 株式配当_負債の利子、450. 株式配当_差引金額、451. 退職所得_場所、452. 退職所得控除額、453. 更新者、454. 更新日時、455. 経常所得、456. 短期分離譲渡_区分、457. 短期分離譲渡_場所、458. 短期分離譲渡_収入、459. 短期分離譲渡_経費、460. 短期分離譲渡_差引、461. 短期分離譲渡_損失額、462. 短期総合譲渡_差引、463. 短期総合譲渡_特別控除、464. 短期総合譲渡_損失額、465. 長期分離譲渡_区分、466. 長期分離譲渡_場所、467. 長期分離譲渡_収入、468. 長期分離譲渡_経費、469. 長期分離譲渡_差引、470. 長期分離譲渡_損失額、471. 長期総合譲渡_差引、472. 長期総合譲渡_特別控除、473. 長期総合譲渡_損失額、474. 一時_差引、475. 一時_特別控除、476. 一時_損失額上段、477. 一時_損失額下段、478. 山林_収入、479. 山林_損失額、480. 退職_区分、481. 退職_場所、482. 退職_収入、483. 退職_経費、484. 退職_差引、485. 退職_損失額、486. 株式譲渡_未公開分_収入、487. 株式譲渡_未公開分_損失額、488. 株式譲渡_上場分_収入、489. 株式譲渡_上場分_損失額、490. 株式配当_区分、491. 株式配当_場所、492. 株式配当_収入、493. 株式配当_経費、494. 株式配当_差引、495. 株式配当_損失額、496. 先物取引_収入、497. 先物取引_損失額、498. 特例適用条文、499. 通算前_経常所得、500. 通算前_短期総合譲渡、501. 通算前_長期分離譲渡_特定損失、502. 通算前_長期総合譲渡、503. 通算前_一時、504. 第1次通算後_経常所得、505. 第1次通算後_短期総合譲渡、506. 第1次通算後_長期分離譲渡_特定損失、507. 第1次通算後_長期総合譲渡、508. 第1次通算後_一時、509. 第1次通算後_山林、510. 第2次通算後_経常所得、511. 第2次通算後_短期総合譲渡、512. 第2次通算後_長期分離譲渡_特定損失、513. 第2次通算後_長期総合譲渡、514. 第2次通算後_一時、515. 第2次通算後_山林、516. 第2次通算後_退職、517. 第3次通算後_経常所得、518. 第3次通算後_短期総合譲渡、519. 第3次通算後_長期分離譲渡_特定損失、520. 第3次通算後_長期_総合譲渡、521. 第3次通算後_一時、522. 第3次通算後_山林、523. 第3次通算後_退職、524. 損失・所得_経常所得、525. 損失・所得_短期総合譲渡、526. 損失・所得_長期分離譲渡_特定損失、527. 損失・所得_総合譲渡_一時、528. 損失・所得_山林、529. 損失・所得_退職、530. 損失・所得合計額、531. 翌年繰越損失_青色申告、532. 翌年繰越損失_居住用財産、533. 翌年繰越損失_変動所得、534. 被災事業_営業等・農業_種類、535. 被災事業_営業等・農業_原因、536. 被災事業_営業等・農業_損害年月日、537. 被災事業_営業等・農業_損害金額、538. 被災事業_営業等・農業_保険金補てん、539. 被災事業_営業等・農業_差引損失額、540. 被災事業_不動産_種類、541. 被災事業_不動産_原因、542. 被災事業_不動産_損害年月日、543. 被災事業_不動産_損害金額、544. 被災事業_不動産_保険金補てん、545. 被災事業_不動産_差引損失額、546. 被災事業_山林_種類、547. 被災事業_山林_原因、548. 被災事業_山林_損害年月日、549. 被災事業_山林_損害金額、550. 被災事業_山林_保険金補てん、551. 被災事業_山林_差引損失額、552. 被災事業_山林_損失額、553. 被災事業_山林以外_損失額、554. 年分A、555. 3年前A_青色の場合_年分、556. 3年前A_白色の場合_年分、557. 年分B_年分、558. 2年前B_青色の場合_年分、559. 2年前B_白色の場合_年分、560. 年分C_年分、561. 前年C_青色の場合_年分、562. 前年C_白色の場合_年分、563. 3年前純損失_青色A_山林以外損失、564. 3年前純損失_青色A_山林所得損失、565. 3年前純損失_白色A_変動所得損失、566. 3年前純損失_白色A_山林以外、567. 3年前純損失_白色A_山林、568. 3年前純損失A_居住用財産、569. 3年前純損失A、570. 2年前純損失_青色A_山林以外、571. 2年前純損失_青色A_山林所得、572. 2年前純損失_白色A_変動所得、573. 2年前純損失_白色A_山林以外、574. 2年前純損失_白色A_山林、575. 2年前純損失A_居住用財産、576. 2年前純損失A、577. 前年純損失_青色A_山林以外、578. 前年純損失_青色A_山林所得、579. 前年純損失_白色A_変動所得、580. 前年純損失_白色A_山林以外、581. 前年純損失_白色A_山林、582. 前年純損失A_居住用財産、583. 前年純損失A、584. 3年前純損失_青色B_山林以外、585. 3年前純損失_青色B_山林所得、586. 3年前純損失_白色B_変動所得、587. 3年前純損失_白色B_山林以外、588. 3年前純損失_白色B_山林、589. 3年前純損失B_居住用財産、590. 3年前純損失B、591. 2年前純損失_青色B_山林以外、592. 2年前純損失_青色B_山林所得、593. 2年前純損失_白色B_変動所得、594. 2年前純損失_白色B_山林以外、595. 2年前純損失_白色B_山林、596. 2年前純損失B_居住用財産、597. 2年前純損失B、598. 前年純損失_青色B_山林以外、599. 前年純損失_青色B_山林所得、600. 前年純損失_白色B_変動所得、601. 前年純損失_白色B_山林以外、602. 前年純損失_白色B_山林、603. 前年純損失B_居住用財産、604. 前年純損失B、605. 本年分株式譲渡差引損失、606. 本年分株式配当差引損失、607. 本年分先物取引差引損失、608. 2年前純損失_青色C_山林以外、609. 2年前純損失_青色C_山林所得、610. 2年前純損失_白色C_変動所得、611. 2年前純損失C_山林以外、612. 2年前純損失C_山林、613. 2年前純損失C_居住用財産、614. 2年前純損失C、615. 前年純損失_青色C_山林以外、616. 前年純損失_青色C_山林所得、617. 前年純損失_白色C_変動所得、618. 前年純損失C_山林以外、619. 前年純損失_白色C_山林、620. 前年純損失C_居住用財産、621. 前年純損失C、622. 雑損・医療費・寄附金_控除計算用所得、623. 翌年繰越本年分雑損失額、624. 翌年繰越株式譲渡損失額、625. 翌年繰越先物取引損失額、626. 控除区分、627. 扶養区分、628. 同居老人フラグ、629. 扶養障害区分、630. 同居特別障害フラグ、631. 納税者との続柄、632. 更新者、633. 更新日時、634. ID、635. 個人コード(納税者)、636. カナ氏名、637. 従事月数、638. 従事程度、639. 営業従事フラグ1、640. 営業従事月数1、641. 営業所得1、642. 営業従事フラグ2、643. 営業従事月数2、644. 営業所得2、645. 農業従事フラグ、646. 農業従事月数、647. 農業所得、648. 不動産従事フラグ、649. 不動産従事月数、650. 不動産所得、651. 山林従事フラグ、652. 山林従事月数、653. 山林所得、654. メモ、655. 更新情報担当者ID、656. 更新情報更新日付、657. 履歴ID、658. 担当者

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

(4)固定資産税情報ファイル

1. 土地・相当年度、2. 土地・物件番号、3. 土地登記・所在地番号、4. 土地登記・表示事由／表示年月日(受付、原因)、5. 土地登記・権利事由／権利年月日(受付、原因)、6. 土地登記・所有者宛名番号、7. 土地登記・個人番号／法人番号(※1)、8. 土地登記・登記区分、9. 土地登記・登記名義人氏名、10. 土地登記・登記名義人住所、11. 土地登記・登記地目、12. 土地現況・登記地積、13. 土地現況・異動事由／異動年月日、14. 土地現況・義務者宛名番号、15. 土地現況・個人番号／法人番号(※1)、16. 土地現況・現況地目、17. 土地現況・現況地積、18. 土地現況・評価区分、19. 土地現況・画地番号、20. 土地現況・評価額、21. 特定市街化農地情報、22. 土地非課税情報(課税免除情報 含む)、23. 土地特例情報、24. 土地軽減情報、25. 土地減免情報、26. 仮換地情報、27. 土地画地・相当年度、28. 土地画地・画地地積、29. 土地画地・評価年度、30. 土地画地・正面路線価情報、31. 土地画地・側方Ⅰ路線価情報、32. 土地画地・側方Ⅱ路線価情報、33. 土地画地・2方路線価情報、34. 土地画地・標準地情報、35. 土地画地・所要補正情報、36. 所要補正・㎡あたり評点数、37. 所要補正・家屋、38. 所要補正・相当年度、39. 所要補正・物件番号、40. 所要補正・棟番号、41. 家屋登記・表示事由／表示年月日(受付、原因)、42. 家屋登記・権利事由／権利年月日(受付、原因)、43. 家屋登記・所有者宛名番号、44. 家屋登記・個人番号／法人番号(※1)、45. 家屋登記・登記区分、46. 家屋登記・所在地番号、47. 家屋登記・家屋番号、48. 家屋登記・登記名義人氏名、49. 家屋登記・登記名義人住所、50. 家屋登記・登記階層情報、51. 家屋登記・登記床面積情報、52. 家屋登記・登記種類、53. 家屋登記・登記構造、54. 家屋登記・登記屋根、55. 家屋登記・画地番号、56. 家屋登記・登記済通知書番号、57. 家屋登記・建物番号、58. 家屋登記・部屋番号、59. 家屋現況・家屋現況情報、60. 家屋現況・異動事由／異動年月日、61. 家屋現況・義務者宛名番号、62. 家屋現況・個人番号／法人番号(※1)、63. 家屋現況・現地調査状況、64. 家屋現況・現地調査日、65. 現況種類情報、66. 現況構造情報、67. 現況屋根情報、68. 現況屋根・工法、69. 現況屋根・評価替区分、70. 現況屋根・評価種類、71. 現況屋根・建築年月日、72. 現況床面積情報、73. 調査評点数情報、74. 再建築総評点数情報、75. 再建築総評点数・評価建築年、76. 補正率情報、77. 理論評価額、78. 強制評価額、79. 決定価格、80. 住宅戸数、81. 県評価区分、82. 概要調査用軽減情報、83. 多構造評価連番、84. 家屋非課税情報(課税免除情報 含む)、85. 家屋特例情報、86. 家屋軽減情報、87. 家屋減免情報、88. 償却申告・義務者宛名番号、89. 償却申告・納税者ID、90. 償却申告・個人番号／法人番号(※1)、91. 償却申告・相当年度、92. 償却申告・屋号、93. 償却申告・産業分類、94. 償却申告・資本金、95. 償却申告・事業開始日、96. 償却申告・事業終了日、97. 償却申告・申告書発送区分、98. 償却申告・申告状況、99. 償却申告・申告書発送日、100. 償却申告・申告書受付日、101. 償却申告・合算先義務者宛名番号、102. 償却集計・義務者宛名番号、103. 償却集計・個人番号／法人番号(※1)、104. 償却集計・相当年度、105. 償却集計・申告区分、106. 償却集計・償却種類コード、107. 償却集計・前年前取得価格、108. 償却集計・前年中減少価格、109. 償却集計・前年中取得価格、110. 償却集計・取得価格合計、111. 償却集計・帳簿価格、112. 償却集計・評価額、113. 償却集計・決定価格、114. 償却集計・課税標準額、115. 償却特例情報、116. 償却軽減情報、117. 償却減免情報、118. 更新年月日、119. 更新職員ID、120. 連絡先、121. 納税通知書等の電子通知希望情報

(5)軽自動車税情報ファイル

1. 軽自動車管理番号、2. 軽自動車情報、3. 標識番号、4. 車種コード、5. 型式、6. 車台番号、7. 排気量、8. 定置場住所、9. 登録年月日、10. 消滅(廃車)年月日、11. 認定番号、12. 所有者宛名番号、13. 所有者番号の個人番号※、14. 所有者番号の法人番号※、15. 使用者宛名番号、16. 使用者番号の個人番号※、17. 使用者番号の法人番号※、18. 納税義務者宛名番号、19. 納税義務者の個人番号※、20. 納税義務者の法人番号※、21. 減免情報、22. 課税情報、23. 賦課年度、24. 課税年度、25. 課税区分、26. 課税額、27. 更新職員ID、28. 更新年月日、29. 納税通知書等の電子通知希望情報
※個人番号・法人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

(6)収納情報ファイル

1. 賦課年度(賦課決定された年度)、2. 課税年度(本来課税すべき年度)、3. 科目、4. 期別、5. 宛名番号、6. 個人番号、7. 調定情報、8. 調定額、9. 納期限、10. 納付情報、11. 納付額、12. 納付年月日、13. 更新年月日、14. 更新職員ID
※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

(7)滞納情報ファイル

1. 宛名番号、2. 個人番号、3. 財産情報、4. 財産区分、5. 処分情報、6. 処分年月日、7. 処分解除年月日、8. 処分完了年月日、9. 調定年度、10. 課税年度、11. 科目、12. 期別、13. 分納情報、14. 誓約年月日、15. 誓約解除年月日、16. 調定年度、17. 課税年度、18. 科目、19. 期別、20. 執行停止情報、21. 停止年月日、22. 取消年月日、23. 調定年度、24. 課税年度、25. 科目、26. 期別、27. 氏名、28. 性別、29. 生年月日、30. 住所、31. 世帯情報、32. 連絡先、33. 生活保護情報、34. 住民税情報、35. 固定資産税情報、36. 軽自動車税情報、37. 更新年月日、38. 更新職員ID

(8)宛名情報ファイル

【宛名情報】

1. 宛名番号、2. 個人番号、3. 氏名、4. 住所、5. 生年月日、6. 性別、7. 世帯番号、8. 続柄、9. 世帯主名、10. 送付先情報、11. 納税管理人等情報、12. 連絡先情報、13. 更新年月日、14. 更新職員ID、15. 口座登録・連携ファイル関係情報

【個人番号管理】

1. 代表宛名番号、2. 個人番号、3. 基本4情報、4. 世帯番号、5. 続柄、6. 作成日付、7. 更新日付、8. レコード状態フラグ